

国民健康保険加入・脱退の手続きを忘れずに！

国民健康保険は、みなさんが思いがけない病気やケガをしたとき、安

心して治療が受けられるように、お互いに助け合うためにつくられた制度です。

次の手続きが必要な方は、必ず14日以内に届け出ください。

	手続きが必要なとき	窓口に持参するもの
加入	他の市町村から転入したとき	転出証明書 国保被保険者証(世帯に加入者がいる場合)
	職場の健康保険から脱退したとき	健康保険の離脱証明書または離脱した日付けのわかる書類(退職証明書) 国保被保険者証(世帯に加入者がいる場合)
	子供が生まれたとき	国保被保険者証(世帯に加入者がいる場合) 母子健康手帳
脱退	他の市町村へ転出するとき	国保被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	新しく交付を受けた職場の被保険者証 国保被保険者証
	死亡したとき	死亡を証明するもの 国保被保険者証
その他	市内で転居したり世帯主や氏名が変わったとき	国保被保険者証
	修学のため子供が他の市町村に住むとき	在学証明書 国保被保険者証
	保険証をなくしたり汚したりして使えなくなったとき	身分を証明するもの 保険証がある場合は保険証
	退職者医療制度に該当するとき (退職差などにより社会保険を離脱し国民健康保険に加入する方またはすでに国民健康保険に加入している方でも、老人保険制度に加入前の方で厚生・共済年金などの被用者年金受給者で該当年金の加入期間が「40歳以後加入期間が10年以上」「全期間で20年以上」あるとき)	退職証明書 (すでに国保に加入している場合は不要) 年金証書 国保被保険者証(世帯に加入者がいる場合)

(注) 申請者が本人以外の場合は、印鑑が必要となります。

国民健康保険の給付

医療費

- ・ 急病のため、旅先などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- ・ 医師が治療のうえ、必要と認めた

コルセットなどの装具代

- ・ 医師が治療のうえ、必要と認め、マッサージや鍼、灸などの施術を受けたとき

出産育児一時金

被保険者が出産したとき30万円を支給します。

葬祭費

- ・ 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に7万円を支給します。

詳しくは市民課国保年金係までお問い合わせください。

市民課 ☎ 23局3514

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当現況届は、毎年6月1日における状況を記入し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するものです。届け出ないと、6月分以降の手当が受けられなくなる可能性がありますのでご注意ください。必要書類は受給者あてに郵送します。

提出期限 ☎ 6月30日(水) その他 ☎ 年金加入証明書または保険証

建築課 ☎ 23局3526

の写し(厚生年金などの加入者)・児童手当用の所得証明書(平成16年1月1日以降に転入してきた方)など、必要に応じて提出する書類があります。

児童課(田原福祉センター) ☎ 23局3513

木造住宅無料耐震診断

田原市では、愛知県木造住宅耐震診断員が木造住宅を無料で耐震診断をします。また、耐震診断で「倒壊



または大破の危険あり」と診断された場合、「一応安全」となるように補強する耐震改修の計画策定や工事に対して、補助を行います。

対象 ☎ 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 調査日時 ☎ 電話にて決定/現地調査に1時間程度の立ち会い 申し込み ☎ 市役所建築課にある申込書に必要事項を記入し、直接または郵送にて建築課へ提出 その他 ☎ お気軽に相談ください。

建築課 ☎ 23局3526